

平成18年度 第5回 北海道入札監視委員会 議事概要

平成19年3月27日(火)

9時30分～12時00分

道庁別館3階第3研修室

[参加者]

入札監視委員会委員 笠原委員長、浅水委員長代理、高井委員、森川委員、安田委員

報告事項関係者 北海道警察本部総務部 吉原参事官、同部施設課 川村統括官、竹中統括官、同部会計課 藤原係長

発注関係部 農政部農村振興局事業調整課 近藤課長、谷口主幹、宍戸主査、水産林務部総務課 水口課長、伊東主幹、安保主査、建設部建設管理局建設情報課 篠崎課長、上谷主幹、高瀬主幹、中村主幹、首藤主査、池田主査、木村(英)主査、同部建築局計画管理課 明石課長、山崎主幹、藤田主査、出納局総務課 岡田課長、梅木主幹、川田主査

事務局 総務部行政改革局 西田局長、行政改革課 生駒課長、佐藤主幹、富岡主査

(Qは委員からの質問、Aは事務局等からの回答、Oは委員からの意見、要望、委員長進行等、Eは事務局等からの説明)

O 今日はお忙しいところをお集まりいただきましてありがとうございます。今回の議事に関しまして、議事の内容を変更させていただきました。と申しますのは、監視委員会からの意見につきましてご議論させていただきたいということで事前にお送りしましたが、本日、この意見具申についてまとめたと思いますので、そのための時間を割かせていただきます。高井先生に抽出していただいた案件に関しては、次回のほうに回させていただきたいと思います。では、さっそくですが、報告事項ということで10月までの発注状況について報告願います。

E <談合情報への対応状況(平成19年1～3月末まで)の説明>

Q さっきのブラインドの工事は、500万円とかありますが、実際にはいくらくらいだったのですか。

A 800万円台です。設計が500万円台で出来るのではないかという趣旨の情報だったのですが、設計した担当部署に確認しましたが、単価を積み上げていけば500万ということにはならないということです。

Q ここで言う支出負担行為担当者というのは、複数ですか、一人ですか。

A 支出負担行為担当者は、決裁権者ですから、一番上の総務課長ということになるのですが、ここで言っている担当者というのは、実務を行っている者ということだと思いますが、その間に主査がいて、主幹がいて、順次チェックしていくことになります。それらのもの全員から、聞き取り調査を実施

しております。

Q 釧路の案件はまだ、ここにメールが入ったので、これからやり直しますよという話ですね。

A そうです。

Q 今頃ここで確認するのは遅いかもしれませんが、色々調査されますよね。具体的に、例えば全員だったら全員でいいのですけれども、誰がどのくらい時間をかけて行っているのでしょうか。例えば21番のケースでは。

A 大体同じくらいだとは思いますが、本庁のブラインド工事のもので、事情聴取書で見ますと、聞かれる人は一人ずつで、聞くほうは、複数の主幹クラスの人が、一人当たり、10分程度で行っています。基本的に同じような項目で質問していきますので、あとは、特にその情報としてはわからないけれども、そういう話をほかのところでは聞いたことがある、という発言されている方がいると、ちょっと長いですが、だいたい10分前後が多いですね。

Q それは事前に質問シートとかが、あるのですか。

A 作ってあります。それで同じ事を聞いていくということです。質問項目が7項目です。職員も5～10分くらい行っております。職員のほうは、事務に関わっていない課長をお願いしております。

Q ほかにございませんか。区画線のこの件に関しては、区画線の工事には塗装業の資格が必要なのですか。これは具体的な案件ではないので、調査をしなかったということなのですが、内容がよくわかっていないので土木の一級施工管理技師がいるとか、いないとかは別の話ですが、ここで言っているのは別の話ですよ。

A 塗装業の資格は必要です。〇〇会社については塗装業の資格があります。

Q 持っているということで該当しないということですね。わかりました。2つのことを言っているのですかね、要するに一級施工管理技師がいないということと、塗装業の資格がないということと。

A 内容的には違っています。確認したところ、2つのいずれも事実と違うということです。

Q わかりました。ここの対応のところは、調査を行わなかったということと4ページと、確認したら、そういう事実はなかったということですね。

A ここのところは、もう少し具体的に書きます。談合情報対応の手続きそのものとは、ちょっと違うのですが、そのように整理します。

Q ほかになければ、談合情報の手続きについては、終わらせていただきます。次に報告事項の2番目で、道警の落札率の低下について、お願いします。

E 第4回の入札監視委員会の議事録について、一部修正をさせていただきたい部分がありますの

で、申し上げます。委員さんと事務局の間で、工事関係につきまして、最低制限価格を若干見直した経緯があって、平成17年度と18年度の比較の中で、落札率が下がった影響のひとつというやり取りがあるわけなのですが、実は積算の見直しをしましたのは17年度当初でございます、17年度と18年度の比較に影響を与えるものではございませんので、ここをひとつ訂正させていただきます。

Q 資料はないのですか。

A いまの資料1の最後に落札率の数字が入っていますが、その前に前回の議事録のやり取りの中で、事前にご説明を申し上げているところでございます。それから、もうひとつの委託についての、電気保安協会云々というところがありますが、電気保安協会の問題につきまして、自家用電気工作物の保安管理でございますので、今回の建設工事の絡みの入札とはまったく関係ない話でございますので、これも修正させていただきたいということでございます。

Q 事実関係は、平成17年度の4月に見直しを行ったということですね。それともうひとつは。

A 電気保安協会というのは、今回監視委員会のほうに報告しているのとは、別の部分の委託の話でございますので、自家用電気工作物の話ですので、直接報告している内容と、この電気保安協会に関わる制度改正というのは、直接つながらない話だということ言うことでございます。

Q ということは、議事録はこの部分は削除ということをおっしゃっているわけですか。これは議事録ですので、どういふ対処をするかというのは、ここで決めなければいけませんね。

A この前回のものをそのまま落とすのか、今回の議事録でそのことを細かく乗せるのか、ということですね。私どものほうでも、基本的には、道警さんのほうには、確認して、そうであるそうです、ということで、正確でなかったということですが、間違いをそのまま乗せていくおくわけにもいかないの、ただ、議事録は議事録なので、今回の議事録で整理をするほうがよろしいのですかね。では、今回の議事録の中で修正させていただきます。

【 [ここでの会話の第4回北海道入札監視委員会の議事録\(前回議事概要\)はこちら](#) 】

Q 報告している内容と報告していない内容ということがありましたが、この内容については報告しなくてもいい内容なのですか。

A 基本的に建設業法に定められた建設工事についての委託の場合は、それらの工事に係る委託ということで要綱上では定めていますので、たとえば委託で、先ほど談合情報で出ましたボイラーの管理委託ですとか、そういったものは、いまの監視委員会の対象としてはいない、ということにして、入札監視委員会の設置要綱で唱っております。

Q 電気がらみのほうは建設工事とは別の部分で行われているということですね。

A 委託はもちろんしているのですが、こちらの監視委員会の資料として求められている部分ではないということですね。

Q わかりました。それでは、いまの話を議事録の中で正確にしていただければ良いということですね。それで、いま資料を配っていただいたわけですが、委員の質問に対する回答に事実でない部分が含まれていたとしますので、委員のおっしゃった多様な入札制度は、本庁ではないので、導入する予定はないとおっしゃった、というのは事実ですね。で、改革を行っていないのに、どうして落札率が下がったのか、業者側で変わったのか、何か別の形式をしたのか、という質問があるわけですが、この件については、いかがですか。

A その件については、資料1の10ページのほうにありますので、説明します。まず、道警の工事関係でございますけれども、営繕工事と交通安全施設工事の2つに大きく分かれます。17年と18年の4月から10月までの比較した資料でございます。さらに全体として低くなっているのが安全施設なのですが、さらにそれを区分しますと、500万円以下の最低制限価格制度のないものと、500万円を超えるものとの比較ですが、ここの網掛けしている交通安全施設の関係でございますけれども、最低制限価格ありの500万円を越える部分について、同期比でマイナス8.1%ということで、大きく下がっている。さらには、最低制限価格のない500万円以下になりますと、23.1%下がっているというのが現状でございます。いずれにしても最低制限価格の、極めて業者間の競争の激化ということを、受け止めているところでございます。最低制限価格ありのものについても、当然85%から3分の2の66.6%の中で最低制限価格が設定されますので、そこは歯止めといったら変ですけれども、そこでボーダーラインを競うというような入札が行われている。それに対して、最低制限価格のないものにつきましては、いふならば下がございませんので、どんどん下がって、50%を切っているものもある。一番低いのが36.6%ということで、紛れもなく我々としては、業者が相当激しく競い合っている、仕事をとにかく取りたい、一途な気持ちでこういう結果を招いているのかな、ということでございます。

右の方に最低制限価格を設けております500万円以上のものを更に分析しますと、いわゆる最低制限を下回ったものの割合ですけれども、網掛けであるように、件数にして26件、74業者の失格という状況でございます。いずれにしても、具体的に業者さんの状況を把握しているわけではございませんけれども、このように、最低制限のあるものは最低制限ぎりぎりの数値を目指す、制限価格のないものはどんどん下がっているというような中で、前回議論のあったように、77%という状況になったところでございます。

それで、委員長の方からもお話のありました、前回から話のあった道警の入札制度の制度云々というところでございますけれども、基本的に建築については、知事部局と同じような並びで、必要な多様な入札制度を取り入れてやっているわけですが、交通安全施設につきましては、業者のほとんどが札幌にいるということで、なかなか地域限定型とかそういったものになりえないということで、やむなく、こういった方法で選定している、ということでございます。

Q そうすると、営繕工事については多様な入札制度を導入されているのですか。

A 同じです。ただ、建物自体の建設、営繕工事自体が現在、ありませんので、多様な入札制度に該当するようなものがない、という状況でございます。

Q おっしゃっている意味は、14件とか、17件とか少ないから、多様な入札制度は導入していないとおっしゃっているのですか。

A 建設工事については少ないですけれども、道と同じ基準で、公募型とかで行っているのです。

Q 指名競争との比率は何%くらいですか。

A 指名競争との比率は、17年度で言いますと、17年度の10月末までで、簡易公募型が3件でございます。これは、いずれも建設工事関係で営繕工事です。

Q 17年度全体では何件ですか。

A 17年度全体でも3件で、18年度については、金額的に該当がありません。

Q 今の説明では、安全施設工事に関しては、入札制度は、従来と変わっていないということですか。

A 制度そのものは変わっておりません。ほとんど札幌の業者が多い訳なのですが、方面単位に契約していますけれど、一応年度の始めにそれぞれの方面の参加希望を意向調査しております。その都度しないで、年間分しているというのは、交通安全施設というのは、しょっちゅうこの繰り返し、繰り返し、年間を通じて発注がありますので、年度の始めに、道警に5つの方面本部がございますので、その方面単位に意向を取りまして、その中からそれぞれの方面本部がランダムカットで選考しているという状況で、これは大きくは変わっておりません。

Q おっしゃることは、別に入札改革をしたわけではないけれども、勝手に下がったということですか。

A 業者間の熾烈な仕事を取るための競い合いが行われた結果だろうと思います。

Q 例えば、最低制限価格の設定ありの工事において、参加者ですけれども、17年度では、1件の件数に対して10.4者で、18年度では10.05者なんですよ。ほとんど参加者が変わっていない。何もやっていないとおっしゃる中で、非常に不思議なのは、競争激化したなら、工事1件あたりの参加業者数が増えるはずだ、常識的に考えると。だけれども、1件あたりの平均値からすると何ら変わりがない。

A それは、うちの方でランダムで指名ですから、その見直しは、しておりませんでしたので。

Q 一番すごいのは標識工事ですね。この一番下の方の。91%が55%まで落ちたわけですから。これも指名競争ですか。

A はい。

Q 我々入札監視委員会としては、何もしていないのにこんなに下がったということが、逆に言えば、異常というか、信じられないということですね。何かが働いていなければ、こういうことは起きないのではないかな、と。色々過去、見せて頂いて、要するに全体が高止まりしているというのが、道全体の状況でして。

A 少なくとも私どもの方から、仕組みを変えたとか、業界に行政指導したとか、そういうものは全くございません。

Q　こちらで議論した質問については、結局わからないというお答えだったと思うのですが、それと別に伺いたいところとしては、簡易公募が去年3件で、今年は0件ということで、全部で2、300件全部であるところで、それに絞られていくところに、該当するものがないとおっしゃっていた意味は、どういうところなのか、ということなのですが。

A　この資料で大きく分けた営繕工事と交通安全施設で、その内の営繕工事については、道の多様な入札制度そのものに準じてございますので、簡易公募等の取扱いをしております。そういう中で、17年度は、金額の大きい対象となるものが3件ございました。

Q　地域限定であるとかもっと小規模な形に対応される入札方式というようなものもあるわけですが、それらを適用出来なかった、あるいはされなかったという理由は为什么呢。続けて質問しますが、2番目には、安全施設工事の場合、札幌などの会社が多いということでしたが、それで、多様な入札にはそぐわなくて、指名競争にしたということの意味がよくわからなかったのも、それは、地域要件を加えた形での簡易公募であるとか、多様な入札をなぜ出来ないのかがわからない。それから3番目の質問としては、今小耳に挟んだところでは、ランダムカットとおっしゃっていたのですが、どのような形でランダムカットを行っているのか、ということをお伺いしたい。

A　交通安全施設のランダムカットの話なのですが、信号機ですと32とか、標識でいうと50前後の業者が全道にございます。それで、先ほど申し上げましたように、大多数の業者が札幌におりまして、北見、釧路などは、1とか2とかしか業者がないというのが実情で、実際に方面の所在の業者に、道でいう地域限定の指名をすると、業者数が確保出来ないということがあるので、全道の業者に対しまして、5つの方面本部で、参加希望のある方面の希望を出してもらっています。札幌の業者であっても、函館、旭川、釧路、北見を含めて、希望する、しない。北見あたりの業者で、旭川はやりたいけれども、札幌まで来るのは大変だから、旭川だけ希望するとか、業者によっては、さまざまな意向がございまして。そういう意向を踏まえて、私どもが直接やっている札幌方面の道本部が、警察本部が発注する工事で言いますと、札幌方面の手を上げた業者で、交通信号機の工事をやるという希望の業者が30なら、30いて、その30の中から、15者とか、10者、あるいは7者と、金額制限で、業者数をコンピューターにより、低い順から選んでいる。それを機会均等を考慮しまして、同じ指名業者が年間何回か繰り返して、行われますので、偏らないようにそこはコンピューターに網をかけて、順次その指名業者が変わるように、言えなければ業者間で指名業者が分からないようにと言いますか、公表しておりませんので、さまざまな談合対策といえますか、業者がわからないように、選んでやっている。

Q　ちょっとこれはランダムカットという定義とは違うので、これについて別のコメントをしたいと思うのですが。まとめて答えて頂いた方がこちらでもコメントしやすいのですが。

A　建設工事については、全く道と同じ対応をしておりますので、金額がちょっとわかりませんが。

Q　では今のランダムカットとは言わない形式で、純粋な機会均等方式による指名制度というもので、我々の認識では、機会均等を使った指名制度というのは、官制談合の割付に非常に近い形であるので、出来るだけ避けた方が良く指摘してきたわけですがけれども、そこに機械を使っても、リストによる割付表によってやっても、それほど大きな違いはないという認識を持っているということなのですね。そこで、わからないこととしては、規模の小さなものについて、地域限定型であるとか、多様な入札で規模が小さくても、導入出来るものがあるし、また、方面が、地域によって散らばるものについても、同様に

使える入札方式があると思うのですが、なぜ指名競争にこだわらなくてはいけないのか、というのが1点。これは先ほど言った2点目とかなり重なりますが。それから2番目には、なぜ機会均等が、重要であって、なぜそれが技術要件であるとか、それから工事成績というものだけを考慮して、機会均等を考慮せずにやるということをお考えにならないのか。

A 機会均等といっても、色々と業者の営業の体制だとか、技術者の職員数であるとか、そういうものは評価をして、うちの方で指名選考をする際に、ランクを設けております。だから、すべからく機会均等だという意味ではございません。ただ、恣意性を働かさないという意味でコンピューターを、いわゆる厳密に言うランダムカットの方ではなくて、ランダムカットに準じた方法と逆にそこで拾っているというか、選ばせているということですけど、そこが、いかに恣意性が働かない方法として、何がふさわしいかということを考えて、コンピューターを使っているところでございます。

Q ただ機会均等を使っている限り、最終的に全員にはまんべんなく当たるということなので、順序が前後することが、機械によって行われているということなのでしょうか。恣意性ということでは、全員に均等に受注機会を与えたいという恣意性は働いていて、その上で順序を年度内あるいは数年度内で回しているということと違うのでしょうか。

A そうですね。結果としてはそうなるかと思えます。ただ、先ほど申しあげましたように、受注能力の実績とか、従業員の数とかございますので、それらによってランクを設けています。

Q そのランク付けは、ほかのポジションでもやっていますね。要するに、この工事だとAランク、この工事だとBランクというように、工事の金額だとか、建設業の種類などによると思うので、それはランクがあるのはわかりますけれども。もう一つ、指名を行った時に会社の数は大体10件とかですか。

A 工事の金額によって、7者、10者、15者というように決めています。

Q 我々の過去の議論の中では、指名競争入札でも業者の数は切らないでください、要するに固定しないでください。例えば、7者のところであっても、10者なり、12者なり、ということは前の入札監視委員会でも提言させて頂いたことだと思っております。

Q いま、ランダムにということ、多分乱数で回すと思うのですけれども、7者、10者、15者選ぶ時に、元の数字というのはどの位の数ですか。

A 対象業者数は50者くらいです。

Q 50者から7者をコンピューターで選びますよね、そうすると、何回もやってくると、同じ番号が何回か出てくると思うのですけれども、後ろに行けば行くほど、同じ番号が出てくる可能性は大きくなると思うのですが、それが出た場合は削除していくのですか。

A 同じ番号というのは、同じ業者が再び出るということですか。

Q そういう意味です。

A もちろん一度に5本から10本を選考するという場面がございますので、同じ業者が出てくるのはございます。Aの工事で選ばれた業者が、Bはないけれど、CとかDで出てくることはございます。ただ、業者全体で、10者なら10者を選んで、10者が同じ組合せにはなりません。

Q そうすると乱数をかけて出た数字は、はずさないで、同じ業者が入っていたとしても、そのまま指名に進んでいくのですか。

A その5本発注の内、5本指名選考委員会をして、2本なり、3本に、同じ塗装会社が出てくることはございます。

Q そうしたら、それはそのまま処理していくのですか。

A もちろん、そうです。そうでないと総体数が少ないですから、確保出来ませんので。一度に10本とか発注すると当然、相当幾つか、1件しか出てこない業者もいれば、3件くらい当たる業者もいます。

Q 50くらいの中から、7, 10, 15くらいだったら、かなりダブって色々なところに出てくるのかなと思いますが。そこを外してたら、本当に恣意的なものが入るのですけれども、それを外さないでとりあえず指名でやっているということであれば、この落札率で見ると、それこそ、競い合っているというか、とにかく落とすために低く入札しているのかな、というふうに見られるのですけれども。

A そうだと思います。委員さん方がおっしゃる方式が、より私どものやっているよりふさわしいものがあれば、もちろんそういう方法を十分検討する余地があるかと思うのですが。たとえば、業者数が非常に少ないですから、全部どうぞというと、手を上げている業者は、知っていますから全部の業者が対象となる、言うなれば、一般競争になれば、例えばそこに地域限定型の何らかの制限を加えたとしても、業者数というのは、みんなわかっている。逆に言うと、それをある程度、談合等をされないような形にするためには、我々としては、指名業者がその都度異なるという組合せが必要なのだろうということやってきている。

Q 今回の資料で見て頂いて、私どもの方でなぜ落札率が下がったのか、というのが私自身は少しわかったような気がするのですが、ここで考えられる仮説としては、例えば標識工事でいえば、17年は最低制限あるなしと併せて、49件ですね。先ほど標識の会社は50社あるというお話だったので、ということは49件を機会均等で回せば、必ず1社あたり1件は、指名の対象にはなっているということだったのが、18年は32プラス10で42件、それまで50社に対して49件あったのが、50社に対して42件になってしまう。8件くらいあぶれるところが必ず出てきてしまう。それで叩き合いになったのではないかと。で、同じように電気工事ですね。電気工事は17年の段階で、102プラス13で115、ところが18年になると67プラス14で81に激減してしまう、ということで、信号機は業者が30者ほどということだったので、17年の段階では、大体4件弱くらい平均当たり廻ってきたはずのところ、18年は予算額、件数の減少によって件数が、2.5件くらいしか廻ってこない、ということで従来の、みんなでシェアするというバランスが崩れて、それで叩き合いになったのかなということが、見て取れるわけですが。そうすると、先ほどの機会均等、指名競争というものの選定方法が、さらに重要というか、問題になってくるような気がするわけですが、つまり指名に漏れるか、漏れないかということによって、全員に廻ってこなくなってしまう。それまでであれば、順序はどうであっても、最終的には廻ってくるので、たいしたことではなかったけれども、今後の、この件数が減ってくると指名されていないということが、非常に大きな不平等、差を招いてしまう

ことになりかねないのですが、それは今後対応をお考えになることはないのでしょうか。指名競争以外のものを考えて、本当に実力のある、信頼の出来る業者に、ちゃんとした相応の機会を与えるような入札方式を導入するおつもりはないのでしょうか。

A いま、道でもこれから、色々な入札制度が検討されるであろうということで、我々も承知していますので、その道の新しい制度等をどうするかを踏まえて、道警としても今後は検討していきたいと思っております。ただ、交通安全施設については、業者数に限りがあるので、そういう地域的なものもございませぬので、建設だとか土木のように全道にくまなくおられる業者と違って、なかなか同じ仕切りが出来るかどうか、というのはなかなか難しい現状にございませぬ。道でもだいたい、指名競争の次に出てくるのが地域限定の様なものですので、地域限定のようなものはなかなか難しいのかなと思っております。

Q 業者の数ですが、色々な形態があろうかと思うのですけれども、この電気、塗装、標識という工事につきましては、技術的なものはかなり要求されるのですか。それとも、そこはさほど要求されないのですか。

A 電気については、相当技術的なものが必要と思えます。道の電気工事の登録資格を持っていて、なおかつ交通信号機という特殊なもので、ご存じのとおり、交通安全施設ですので、ほかの一般の北電の電気だとか一般の家庭の電気などを扱うのとは違うわけで、例えば、参入するには、交通信号機の実績がないと、入れられないということで、新規の参入であれば下請けの実績等を踏まえて評価をし、小さな工事をさせるとか、段階的に業者の実績等の評価もしているというのが実情です。ですから、電気の中でも交通安全施設を出来る業者というのは、特定の業者ですから、業者数が少なく、限定されている。

Q それは技術力でそういうことになっているということですね。

A ええ、そういう信号機の設置をしないと到底出来ない仕事です。標示などは、言い方が悪いですけども、そういう意味では、そういう熟練といいますか、非常に交通量の多い、車の通っている中で施工するわけですから、あれもまた、特殊な車とかそのような設備投資も必要なので、投資されている業者が限定されるというか、なかなか資格等でいうと、信号機ほど難しくないかも知れませぬけれども、熟練工というか、技を磨いた業者でないとなかなか出来ない。

Q それともう一つ、これはある意味では警察と非常につながりのある会社という表現が良いかどうかは別ですけども、OBの方がそれぞれの会社に就職しているかどうかというところは、実際問題としてほとんど無いのかどうか。

A 入っているところもございませぬ。もちろん全てに入っているわけではありませぬけれども。極端な話、元警察官が設立した会社というのもございませぬし。

Q 技術的要件からすると、塗装とか、標識工事というのはそんなに技術的要件はいりませぬよね。感覚的に。

A 標識にも電気を使うとか、さまざまなものがあるのですけれども、先生がおっしゃるのは、道路脇にあるような、あれは言うなれば土木的な資格を持っていればということですが。

Q 電気工事もハードとソフトと2つあるので、実際信号機を取り付けるものと、信号機をどのように回すかという信号機の制御の方と、まあ、多分制御の方は、大体大手の数社のところが、アッセンブリーのように、とっと、こう入れるというイメージを持つのですけれどね。現場でソフトを組むことは多分無いと思うのですが。

A それは、制御機という機械をメーカーから買って、取り付けることになります。

Q 最終的に伺った話だと、業者さんが、例えば信号機は30社くらいしかなくて、しかも機会均等ということで順繰りに回しているということであれば、全部の企業がそれなりの技術力があるということだと思われるので、それならばせいぜい等級によって、条件を分ける程度にして、全部一般競争入札にしても、何の支障もないと思われる、という印象であるというのが、今伺っていて思ったところになりますので、ご検討頂ければと思います。

A 先ほど申し上げましたように、道も入札制度で色々新しい、全国知事会の問題もございますので、それらの方針を踏まえて、検討して参りたいと思います。

Q 先ほどの金額のお話は。

A 250万円以上のA等級工事に対しまして、多様な入札制度を、うちの方で取り入れているわけですが、A等級の工事というのが、営繕工事に関しては、行われていない。18年度ですね。それで1件もないということであります。

Q B等級以下の工事を対象とするような多様な入札方式を取り入れないのは、なぜでしょうか。

A 道警で取り入れているのは、簡易公募とか公募という形で、地域限定とかはやっていません。

Q 地域限定で、営繕工事を行うことに支障がある理由というのは、何かということなのですが。

A 地域限定ですとか、条件付ということにいたしまして、道警の方では今まで採用していなかった。

Q それは何か、道警が出来ない理由があるのですか。

A 特にそこまでの検討はしていないといいますか、あくまでも地域限定だとか、道の方の発注3部の取り組みですので、今まで道警では採用していなかったというのが現状です。

O 技術的な特殊な理由がない限りは、地域限定型であるとか、他のものについても、B等級以下であっても検討して頂ければと思います。

E もうひとつ、先ほど申しあげたもので、もれていたことがあるのですが、資料の10ページの工事に係る委託の本数で、先ほど電気保安協会の委託の関係で申しあげたのですが、実は、当方の報告のミスで、5件と報告するところを6件と報告していたのですが、建設工事の以外の部分が1件入っていたために、6件の66.5%と報告していたのですが、右のほうの網掛けの数字の欄にあるように、5件で71.

2%でございます。これは旭川運転試験場の芝刈りの委託を報告していたのですが、道の本庁の72.7%と比べて若干低い程度ということで、それにしても、昨年同期に比べまして15.3%の減ですので、この辺の要因も先ほどから申し上げている交通安全施設の競争の激化というような内容以上には、私どものほうでは分析できないという状況です。

(休憩)

○ では、次の議事のほうに移らせていただきたいと思います。今回改善意見書をまとめるに当たって、前回の会議のときに色々皆さんから意見を頂いたものを私と事務局でまとめるということだったのですけれども、委員の方から、ご指摘があったのですけれども、この意見の具申案は、時間の関係で、私がまとめて送らせていただいたという背景があります。前回のご意見の中で色々頂いたのですが、今回は、前回の伊藤委員長のときを見習って、改善意見として、大筋を意見具申するというふうを考えて、細かい部分はこの中には入れてございません。今回、昨夜も含めて瀬戸際にあちこちと、お送りさせていただいたわけですけれども、その点でこの意見書は、基本的に私が最初に作ったものをお送りさせていただいて、その他とちょっと事務局のほうとの打ち合わせをさせていただいて、その改訂版というのをお送りさせていただいたという状況でございます。これについて、各委員の方からご意見を頂いて、議論した内容を大筋で盛り込んだと思っております。今日このあと、予定の時間は1時間ほどですけれども、その中で、書き足りないというご意見をいただきまして、最終的な案を完成したいと思っております。

まず、意見についてですけれども、基本スタンスは、2ページにございますように、前回の入札監視委員会で改善意見書を提案したことに対して、道のほうでは公共工事に対する策定として、多様な入札制度の拡大、指名競争入札の改善、入札談合に対する対応と3項目について決定されたわけですけれども、これを踏まえて我々の入札監視委員として、これがどうであったのかということについての評価をまず一番目にさせていただきまして、そのあと、今後の入札制度のあり方についてと、2つに分けさせていただいた次第です。前回の道の評価について、意見をいただきたい。これは先ほどのものと、それを踏まえて、1、2、3と3つございます。1番の入札制度の拡大について、補足などありませんか。この趣旨としては、多様な入札制度を導入したけれども、落札率があまり変わらないと言っています。その理由はこんなことがあるのではないかとということ、示させていただいたのですけれども。

Q 多様な入札の部分について、指名競争から公募型指名や地域限定型に入れ替わった感があるが落札率の低下が見られないというところなんです、2点データを確認して修正したほうが良いと思うのですが、1つは、地域限定は、落札率が低下していると思うのです。このニュアンスのところでは地域限定は除いてもいいのではないかと。指名競争の入れ替わったのは、公募型よりもむしろ簡易公募型なのではないかと。多様な入札の中で一番比率が高いのは、公募型というのは結構大きいものですよ。

A 一応代表的なものということで、公募型という中に簡易公募型も含んだ意味でここには載せたということなのですが、簡易公募型のほうが件数としては多いです。

Q 最も典型的なものを示したら、これは次の委員会で検討すべきなのは、我々の委員会では指名競争を一生懸命見てきたのですが、次の委員会では、簡易公募を見ていくべきではないか、ということであれば、ここに簡易公募を入れておくべきではないかということです。地域限定は必ずしもここで槍玉に挙げるものではない、という状態にあったということです。それから、多様な入札といった中には、簡易公募が突出して多いわけですが、それ以外にもVEとか、PFIだとか、CMだとか、入札ボンドだとかいう、いろんなアイデアがあったわけですけれども、それらが結局、あまり取り入れられなくて、簡易公募、

公募型に集中した形になってしまっているという現状にも、ひとつ何か言ってもいいのかもしれない。

あとは地域要件が緩和されていないということと、係わるわけですが、履行経験と地域要件の二つで縛りをかけるわけですが、入札参加者が抑えられているということですね。入札参加者が少ないということは入れてもいいかもしれない、でも、入れなくてもいいかもしれない、この地域要件に書いてあるから。

○ ほかにありませんか。それでは2番目の指名競争入札についてはどうですか。先ほど道警さんの方でありましたけれども、機会均等というのがやっぱりありますし、それから選考過程を説明しきれない部分があったとか、そんなことがあったように思います。

○ 場合によっては地域要件の緩和といったときに、長野・宮城モデルを使うとしたら、支庁全体あるいは道全体まで広げる、というようにもう少し、具体的にいってもいいと思うのですね。そこまで言うかどうかですけれども。もうひとつは、受注経験というものが、同種同規模であれば認めるべきところを、何か地区であるとか、発注者であるとか、前年度だとか、そういう恣意的な条件を加えているところがあるように思われる、ということですね。それは、開発局で同種同規模をやっているのだったら良いのではないか、市町村で同種同規模をやっていたら良いのではないか、あるいは、別に前年度にやっていなくても良いのではないか、と、そういう意味で、もっと受注経験とかそういったものも緩和できるものかもしれない、ということです。もっと良いのは、技術に拘束されない緒要件とか、恣意性の排除ですかね。

○ そういう意味では、選考過程をもっと透明化しなさい、ということですかね。

○ 選考過程の透明化というのは、一部の土現であったように、100件からいきなり10に飛ぶというようなものだったと思うのですね。この地域要件というのは、公募を公正にやりましたと言っているのですけれども、その前の段階で、実は恣意的な形で、基本的に指名と同じような形で、10社くらいしか該当しないような形に要件を設定することが可能になっているとまずいということですね。

○ 3番目の談合に関してはいかがですか。

○ いまの2番目のところなのですけれども、書き方が、最初にいただいたのとずいぶん変わったような感じがするのですけれども。これは具体的な基準を定めておらず、となっているのですけれども、全体の部分的なことを書いているような気がするのですが、元々は、談合情報についての内部通報制度の確立とか、談合情報を調査・審査する独立組織の整備とか、そういう言葉が使われていたかと思うのですが。

○ これは、提言する部分と評価する部分に分かれているので、そのあり方の2の方にその部分に移しました。要するに、今までの中の評価の中に新しく今度やろうという話を入れていたので、談合情報の通報窓口、これは評価と今後のあり方として、後ろの方に移したのです。それで、ここでは今までの談合情報を調査したけれども出来なかった、とか、色々なことがあったかと思うのですが。ルールがよくわかっていない、という意味合いで談合防止というのは、情報はあったけれども、確認が出来なかった。で、そのまま行ったとか、取りやめたとか、ルールが色々あったわけですが、それが要するに機能していないように思われる、とっていました。

○ 私自身は、談合情報対応の課題ですが、2, 3点検討してほしいことで、まず、冒頭で、談合情報は、この入札改革にもかかわらず減っていない、という事を、まず言うことが良心的かな、ということです

ね。それから、2番目には、この談合情報の、これは今まで何回も指摘されていたわけですが、確認出来ないという項目というのは、ほとんど意味がない状態になっていて、疑わしいだともっと中間的な項目を入れる必要があるのではないかと、ということです。それと、最初に言った「談合情報が減っていない」ということについて、より問題なのは、指名業者名が流出するなど、発注者の関与が疑われるものというのが、毎年ある、ということです。これはちょっと、そこまで断言をすることが、こうした報告書では、妥当かどうか分からないのですが、入札監視委員会としては、非常に重要視すべきことかと思えます。

○ 談合情報の中にも、中身で色々な部分がありますけれども、1つはここで言う談合情報が寄せられた後のルール、すなわち疑わしいとか、確認出来ないとかいう形になっているのですけれども、この辺の具体的な基準、調査権がないというのがあって、どこまで行くかというのが難しい部分だと思います。すなわちここでは、談合防止策として、もっと抑止力になるようなことを考えなければいけないのではないかと、言うことだというふうに思います。では、今のご意見を踏まえさせて頂きたいと思います。

○ 今、言われた点なのですが、談合情報がどういう捉えになっているかというのは別ですが、減っていないところなので、従来はほとんど出てこなかったものが、色々な通報制度とか何かで、出てきたのかなという面もある、という気がいたします。ただ、そのへんをどのように捉えたらいいのかな、ということで、色々な意味で、内部通報だとか、言いやすくなっている状況はあるのかなと思いますけれども。

○ それは、そうですね。公取に一番最初に言ったら免除されるとか、色々なものがありますから。具体的に名古屋でもそうですから。

○ 難しいところはあるのかも知れませんが、減ってはいないのかも知れませんが、それは、わからないのかなといった気がしました。

Q よろしいでしょうか。それでは、2番目の入札制度のあり方について、なのですが。3点を挙げたのですけれども、競争性の確保、適正価格の保持、品質の確保です。適正価格の保持というのは、ニュアンス的にいい言葉がなくて、高すぎても駄目、低すぎても駄目という意味合いのことを言っているのですけれども。今の評価を踏まえて、一般競争入札を導入しなければいけないのではないのでしょうか、ということで、一般競争入札であっても、誰でも良いということではなくて、技術に優れているとか、経営的に問題がないとか、あと、地域ということで、一般競争にして、母数が数十となるようではないと競争原理が働かないと思いますので、そういうことでやったらどうでしょうか、と。あと、前に議論でやりました事後審査方式、すなわち落札候補者から審査していけば、事務量が増えて大変だというのを逆に、最も安いものから審査していけば、簡単なのではないか、ということです。それと応募者がわからないように電子化を早く進めるということがあります。今年、電子化は行ったのですか。約束通り一件だけ。その結果はどうだったのですか。別にどうということはないのですか。大変だったとか、何かありませんか。何者ぐらい応募があったのですか。指名競争ですか。

A 5者で、簡易公募型です。

Q どの位の工事ですか

A 道営住宅の簡易公募で、地域要件は十勝管内ということとJVということで、ちょっと多いかなとは

思ったのですが、初めてということもありまして。予定価格は税抜きで1億数千万で、ちょっと重いかなど思ったのですけれども。

Q その1件をおやりになって、大変だったとかそういう評価はまだ出ていませんか。

A 大変だったというのは、情報政策課の方が遅れ遅れで、行ったのが単なる指名通知と、入札行為だけだったのです。

Q 来年度に向けてはどのような方向になるのですか。電子入札の方に関しては。

A 19年度については、土木でいうとAクラスで一定金額以上の大きいところで実施していく。9千万円以上の中で、全てではないと思いますが。

Q 全てが電子入札になる目標というのはいつなのですか。

A 2010年度です。

O まあ、そんなに先ではないですね。そうなるまでには、郵便入札の採用も考えるべきではないでしょうか。その中で本来、予定価格の公表というのは、一般競争入札においては馴染まないと思ったのですけれども。今までは、官の方にOBも含めて、聞きに来てたと思うのですけれども、そういう情報が無意味になるということで、予定価格が公表されていたわけです。この点について何かございませんでしょうか。

O ここのなかで、入札の参加可能者数のことなのですが、数十となっているのですが、もうちょっと具体的に書いた方が良いのではないかと考えてまして、もう少し数を増やした方が良いのではないかと考えていますので、目標を30以上とか、そういうふうにするとかではどうでしょうか。

O 今まで要するに公募型とか見ていまして、7とか8とか10とかで止まっているので、20とか30とか、要するに数十集まらないと、やはり競争原理が働かないということが言われていたのです。

O 数十というのは、10も入るのですか。

O 普通は2, 30というイメージを持っているのですけれども。

E ちなみに、知事会の指針では、20から30と具体的な設定として表現しています。

O 我々のこの意見と、知事会の意見と全国的に加味されてくるのではないかと、と思っています。

O 1のところに4点あるのですけれども、まず第1は、作文の話で恐縮なのですが、今後のところについて、現在はまだ、指名競争が4割ほど残っているので、そこを短絡的に、先にはずいぶん行ってしまっているんで、まず、全ての入札を指名競争入札から多様な入札方式、特に一般競争入札方式に移行すべきだ、という二段構えで行った方が良いのかな、と思うのですが。

○ 先ほどの評価のところ、落札率も何も変わらず、ただ入れ替わったという評価をしたので、一緒にそれを行っていても駄目じゃありませんか、と。だから一般競争に移行したら、という思いで書いたのですが。要するに、評価で変わらないのに、何となく我々の委員会で評価していて、落札率もたいした変わっていない、競争原理もあまり働いていない、のであれば、こうしたらという趣旨です。

○ おっしゃることはよくわかるのですが、次のところで、応札可能者数の拡大の話を行っているので、多様な入札方式さえすれば、数を拡大することは、可能なわけですよ。だから、僕は多様な入札にとりあえず移行するということが、必ずしも応札可能者数を増やすということを満たすのであれば、多様な入札にとりあえず移行させるということは、全く意味がないことではない、というふうに思うので、今のことをちょっと書き足してほしい。あと、技術要件、経営要件というのは良いのですが、地域要件というのは余計かな、と思います。2番目には、その場合において、応札可能者数は数十、ないしは20から30とか、20から40とになるようになっていますが、ここのところを変え段落にしてしまって、全ての多様な入札において、というふうにした方が良いのではないかと。全部が一般競争入札に移行した上で、入札参加者を増やしましょうと言っているわけですが、まだそこに行かない段階の色々な多様な入札があり得るわけですよ。なので、これを一般競争入札の話だけに限定せずに、段落を変えて、全ての多様な入札は増やすべきだというふうにしたらいかがでしょうか。それから3番目には、全員からの内訳書の提出という委員会の意見を、私も賛成でして、今回はこれが入っていないみたいなので。

○ 評価の中には入っていたのですが、私も言おうと思っていたのですが、ここには入っているけれども、こちらには入っていないので、だからこちらの方に入れた方が良いのかな、という感じはしました。

○ あと、4番目には、予定価格の公表について、これは落札率の高止まりが懸念されるというのは、どうなのでしょう。それは、業界的に共通見解があるところなのですかね。長野では確か、参加者がすごく低い価格で札を入れてくるから、公表するのをやめようという話だったと思うのです。で、北海道では談合しているかも知れないのだから、予定価格を公表すると高止まりになるという考え方はあると思うのですが、別に予定価格の公表が落札率の高止まりと言い切ってしまうと良いのかどうか、ちょっと私はわかりません。最後にこれはちょっと、委員長と見解が違うところかもしれないのですが、冒頭分にあるところの、競争性の確保、品質の確保、適正価格の保持というのが3点入っているのですが、適正価格の保持という言葉はいらぬのではないかと、競争性が確保されて、品質が確保出来るのであれば、このお金で出来るという企業がいるのであれば、それはそれで良いと思うのです。それで経済的に企業が困るだとか、そういう話は経済部の方で心配すべき話であって、道民の財布を預かって、赤字財政を克服しなければいけないという課題を抱えた総務部の方の立場としては、適正価格の保持などを入れるべきではないと思います。

○ 適正価格の保持については、いかがですか。低入札制度というのが何処かにありましたよね。基本的に私が唱えたのは、一般競争入札において予定価格が公表されるものなのか。すなわち予定価格を公表するということは、買う方の心づもりを売る方に教えている。例えば我々がこうやろうとした時に、見積を幾つかもらう。もらった中で、見積が一番安いところに頼もうかと。その時に僕は百万円くらいで考えているのだけれども、とかね。一般競争入札っていうのと予定価格とは関係ないですか、基本的に。私は基本的に提示するべきものではないのではないかとと思うのです。

○ これは、予定価格の公表をなぜするようになったかという経緯からすると、これはまさに官製談合の一番の傍証になるのだ、という話ですよ。発注者がさりげなく、金額を書いた紙を見せたりだとかし

て、業者に対して影響を与えたりして、官製談合の権力の一番の源になる予定価格をあらかじめ発表してしまえば、そうした癒着が出てくる余地が無くなる、そういう話だと思うのです。

○ それは、そうだと思います。ここで書いている意味は、一般競争入札に変えて、母数を数十にして、予定価格は入れない、教えない。予定価格が漏れる、漏れないという議論は、また、違うことかなと、私は思ったのです。例えば、前にちょっと議論があったように、電子入札で来れば、基本的に、自動的に落札者が決まってしまうのですね。評価の1つの方法として、予定価格が高止まりするのか、予定価格がわかれば、最低制限価格というものが、一般競争入札では、最低制限価格はないですよ、基本的に。要するに入札ポンドを持ってくるとか、付けられますよね。

○ 予定価格の公表は、予定価格のあり方について検証していくべきであるというふうにしたらどうでしょう。予定価格の公表によって落札率が高止まりになるのは、談合の状況によるので、予定価格のあり方について検証していくべきである。最後の文章だけ残して、その前の部分の分析ですね、ここはちょっと、白黒つけにくいところがあるので、ここはちょっと、割愛してしまってはどうでしょうか。

Q この中に、組織のあり方を含めて書いているのですけれども、これはどうゆう意味なのでしょう。

○ 組織のあり方というのは、前にちょっと議論があったように、入札部署と、3者が出先で設計して、見積もって、入札を実施していますよね。それで、電子入札になると、札を入れに行かなくても良いし、どこからでも入札出来るわけですよ。そういう意味で入札と分離するということです。

○ 最初に、書かれていた案の中に、前回の委員会と時におっしゃっていた話が、前の一番最初の中に入っていたのですけれども、それはすっぱり消えちゃって、どこへ行ったのかなと思ったらこんな言い方になっているのですね。

○ これは議論した中で、発注部署と積算部所と入札部署の独立させて3つに分けたらどうか、と。それで、多分設計部署と積算部署を分けると、要するに入札部署を分けるのは、電子入札になればそれほどたいした変わりはないのですけれども、設計と積算が分かると、もっともっと仕事量が増えるという話が指摘されてですね。技術職員の部署が二重構造にならないかということですね。それを含めて、前に議論のあった職員の研修とか、ということがあったのですけれども、組織のあり方というのは、そういう入札局とかいう部局の問題で、これは今のところ、どこでも行われていないのですよね。

○ 逆に、ここに組織のあり方を含めて、というのはちょっと突っ込んでしまっているという形なので、私は、今比較して、その他の中に独立させて、組織とか人材育成とか、そういう仕組みの部分を入れたら良かったのではないかと思います。意見具申な訳なので仕事量とか、職員の体制がどうというのは、事務局というか、道が考えることなので。

○ 電子化の時期は公表されているのですか。

○ さっき2010年とってましたね。

E 公表というか、知事がそういう方針を発言しています。

○ 2010年まで全てやりますよと。ということは、公約のようですね。

○ そうであれば、時期を具体的に出した方が良いと思ったのですけれども。知事が2010年というのであれば、そこまでということにはなるのでしょうか。

Q そうするとここは、整備される2010年までの間の措置としては、郵便入札の採用を早急に検討すべきだということですね。2010年と書いて良いのですかね。知事が替わったら、また変わると言うことではないのですかね。道全体の組織としては。

A 他の部分もありますので、先生方同士の話に口を挟まない方が良くないかと思ひまして、そのところは事務局側から、あとで時間を頂いてご説明したいということ考えておりました。

○ では、2番目の談合情報の話ですが、私が書いたのですが、どんな入札制度にしても談合は起こり得るという認識のもとに、と書いてあると、書きすぎですかね。

○ ここは必要ないような気がしますね。長野、宮城では、実際にそれで談合が無くなったりして、むしろダンピングオフに対して困っている話になっていると思うのですが、あそこまで徹底すれば談合は無くなるのではないのでしょうか。これは別にいわずとも良いことなので、削除するか、あるいは別の言い方と言うのであれば、入札改革にもかかわらず、談合情報が続いているため、とかそういう言い方であればいいかな、と思います。入札改革にもかかわらず談合情報が続いているのか、入札改革ゆえに談合情報が続いているのか、ということはありませんが。

○ 評価の分かれるところですね。それも含めて。談合を根絶するのは無理なのではないか、という認識を僕は持っていたのです。そこで外部の談合情報を受ける、内部の方も含めて、窓口が必要ではないか、と。で、その談合に対して、どういうふうに判断するのかという、調査とか審査する場所、すなわち今ですと、疑義があっても確認出来なかったとかそんなことがあって、そういう部署と、そのどういう処理をしたかということを経営公開と罰則強化ということで進めたらどうでしょうか、ということです。よろしいですか。

○ 罰則強化は大事だと思うのですよ。やはり入札者の数を増やすということと罰則の強化、この2つは強い方がいいと思います。

○ では3番目の施工管理体制ですが。本来これは入札監視委員の仕事の外かも知れないのですが、私は絶対に両輪だと思っているのですけれども。施工管理をちゃんとすると。一般競争入札をすると、最低制限価格が無くなるとした時には、施工管理をちゃんとして品質を確保しないとだめではないかという趣旨で、一致のものという意味でここに書いたのですけれども。いかがですか。あまり具体的なことをやると、僕などは技術士にやってもらえば良いかなと思っていたのですが、立ち入ることも良くないというふうに思いました。

○ 1つだけいいですか。これは委員長の専門でもあるので、もし、こうちょっと入札とは違う論理を入れるのであれば、私はもう一つ問題になるのは、下請け労働問題だと思うのです。いま、長野だとか落札率の落ちてきているところで、しわ寄せがいつているのは、下請けだとか、労働者の賃金をカットしたりし

ているということが指摘されているので、これを入れるのであれば、施工・労働管理のような形にすると、そこらへんが全部フォローしきれののかなと思います。労働問題にしても実態調査をして、下請けにしても、今まで丸投げして下請けいじめをする形でやるというのは確かにチェックしても良いのかなという気がします。

○ 施工体制ですかね。管理だけではなくて。

○ それでは4番目、3つあげた訳ですが、総合評価方式というのをただ額だけではなくて、過去のものでは、簡易なものについては、今までひっくり返ることがなかったわけで、より高度なものに比べて、簡易なものについては、もうちょっと、総合評価方式というのは大変なんですよ。事前の評価ですから、数が増えたりするとめっちゃくちゃ大変になるので、あまり簡易なやつは、もっと手続を簡単にするか、若しくは止めていくか。本当に高度なものだけに限定していくか、それを兼ねた全部一般競争入札で施工管理というふうなもので対応してクリア出来るのではないかと、というふうに思ったわけですね。

○ 基本的に異議はないのですが、価格以外の要素というのは技術力だけではなくて、今の流れでは環境への配慮であるとか、それからあと、男女同権であるとか、労務環境であるとか、いろいろな、特に環境ですね、今の流行りは。などがあるので、かっこ技術力はいらぬですかね。あと、総合評価方式だけじゃなくて、私自身は、VEとかPFIとか地限とか、入札ボンドというのは検討に値すると思うので、ちょっと一言入れるところがあっても良いのかなというふうに個人的には思っております。そこはどうしても必要というわけではないのですが。VEというのは、同じ工法をこうすればもっと安くなるという意見が、一時期は非常に主張されていた手法になるわけですが。

○ 入札ボンドの方は、さっきの一般競争入札の経営能力に含まれますから。2番目のOBの就職ということで、なるべくそういう民間再就職の状況を把握するシステム、疑義のないようにということ。

○ 2点あるのですが、1つは道の再就職の規程が国家公務員より甘いというのは、入札談合の研究という非常に有名な本で、北海道と名指しで書かれていることなので、まずその道の再就職の規程の世間並みの是正ということと、それとあと建設協会に会長副会長のみならず、事務局長レベルまで、トップも実務も再就職しているという現状は、まずいのではないかとことですね。この2点を入れても良いのではないかと思います。

Q どうですか、事務局の方では。いま国家公務員の規程より甘いということと、この前あの2点目の各協会やらの調査の結果が出ていますね、公表された。何かコメントはございますか。

A ここについて言えば、どの雑誌を読まれて道が国に比べて劣っているということになるのか、わからないのですが、実際のところは、議会にも報告しておりますが、道の規程というのは国に準拠しています。国とほぼ同等の内容で再就職要綱というのは出来上がっています。国は少なくとも、建設協会等への再就職などは全部認めていますから、国が認めていないのは、民間への再就職だけです。それも2年間。それは道も作っていて、全国知事会でも、今回の宣言で、職員の再就職について唱いましたけれども、そのなかで、全国47都道府県で国に準じた、知事会がやろうとしているものを既に実施している県が11県で、その中に北海道も入っています。

Q というと、入札談合の研究に書かれていた、国の方では、取引先の企業に2年間は就職出来な

いということを書いているけれども、道については、営業職でなければ良いという規程があるということですか。

A 本庁次長以上、要するに役職者については、国よりも厳しい規程で、道の方が就職をさせないようにしています。課長以下の部分については、そのところが、役員に就職しなければ良いというふうになっています。但し、それ以外の職に就いても道への営業活動はさせないということです。

Q もう一度確認なのですが、道の規程の中に国よりも甘い部分があるという点についてはどうですか。

A 一部あります。

Q その部分を私は言っているだけです。

A 一部甘いのと、それが他の都府県に比べて非常に甘いという言い方、もしくはせめて国並みに、と言われるほど甘くはない、と議会等でも常に答弁している話ですから。

Q わかりました。文章を変えましょう。より自立した再就職規程を考えるべきである。そういう形ではどうでしょうね。

A あとで再就職の話については、他にもありますから、そこだけ言って良いのであれば、もっと言わせて頂きたいのですけれども。先ほどの問題もありましたけれども、この意見書はですね、基本的にはここに書いてあるとおり、2年間の委員活動を通じて、これまで行われた議論を踏まえた結果に基づいて、意見を作ることだったと思うのですね。その中で再就職要綱については、基本的に一度も議論されたことがないのです。再就職したか、しないかについて、資料を提出するとか言う話は出ていますけれども、再就職要綱より甘いとか、甘くないという話は一度もされたことがないから、私どもも人事課に頼んで資料も出したことがありませんし、委員会場で、道の再就職要綱そのものについては委員会で議論はされていないから、それにかかわる資料は一切出していない。だから、反論の機会も無いことを、ここで再就職要綱より甘いと言われても、2年間の間にその議論はしていないのではないですか、と。していないものを載せるのは、私どもはいかがなものかと思えます。

Q 協会への就職状況については、報告しましたね。

A それは、委員会から資料を求められたので、報告しました。確かにそれは道が今まで調べていない情報だから、この委員会の事務局として、改めて各部に問い合わせをして、各部もわかる範囲で全部を出しました。制度として人事課が行っているわけではないですから。国と同様に道の再就職要綱についても全部の退職した道職員の動向を全て把握しているわけではなくて、要するに社会が求めているであろうと思われる再就職先への再就職状況について、把握もしますし、歯止めもします、ということをやっている仕組みなので、その中に今までは、道の仕組み上、建設業協会などは入っていません、ということをやっていたと。それについて、入札の観点からは、そこが必要だということなので、それについては、各部に頼んで調査をしました。だから、それを今書かれているそういう観点から、もっと状況を把握して公表すべきだ、という意見があれば、それについては、はい、わかりました、ということで、これは意見として私どもも重く受けとめます、ということには当然なるのですけれども、再就職要綱を直せという話に

については、ここの委員会の中で議論もされていないことを今書かれれば、所管しているのは人事課ですけども、人事課などは、一方的に書かれているわけですから、何らの説明もしていないわけですから、これについては、ルール上さすがにおかしいのではないかと、ということで私は言ったのです。だからここに書かれていることについては、特に私は言うことはありません。

Q これ以外にも言いたいことは多々あるのですが、要綱については、まず、要綱が甘いのではないかという話は、私が就任してから何回も折に触れて発言していると思うのですね。それについて、公式の議事進行手続の形に乗って、それが問い合わせをしてみた、戻って来るというルートを通っていないので、ここに書くのが適当ではないとおっしゃるのであれば、ここから除いて良いと思います。他方、もうひとつ、委員長の方から問い合わせがあったことでは、この建設協会について調べてみたい。それで、議論が戻ってきた。委員会では、それはちょっとまずいのではないかと、という議論が出た。で、今回の意見の中に書くということは、手続上、問題はないのですか。

A それについては、委員会の判断として書かれるのであれば、ただそれが事実誤認でなければですが。要するに、ほとんどの職員が道職員で占められているということではないわけです。

Q では、数を書けばいいのですかね。

O 調査した結果は、道のOBが沢山というか、事務局長とか、会長とかいうところに就職しているのは少なかった、という印象があるのですが。

E 各協会に1名ぐらい会長さんがおられたり、事務局長がおられたりというのはありましたけれども、会長とか事務局長とか要職をそれぞれ、トップもそうだし、事務局体制もそうだし、と色々なところが全部道職員で占められているというデータではなく、大体一協会に1名ずつくらいしかいなかったはずなのです。それを胸張って言うことではないのかも知れませんが、いまそれが、さも道職員が、ほとんどその業界を牛耳って、そこで談合をやっているがごとの書きぶりはそれはやはり違うのではないかと我々には読めたものですから、これはどうかという気はしております。

Q 書き方は、先ほどの文章はお任せしますが、これを書くことは問題ないわけですね。

A 実際それは、委員会の中で議論されていることですから、書くことについては、入れるということで決まれば、それはそれで良いのではないかと思います。我々が反対する立場ではないと思います。

O 建設業協会の就職状況が把握されていない、と。そういうシステムは今まで無かったのです。それで、今まで色々議事の中で、透明性を確保する意味でも、どういうところに就職しているかということもちゃんと把握して、公表すべきだ、と。公表すべきだと、公務員を辞めて何処かに就職することは、切り離さなければいけないわけですね。就職の問題と、透明性というのですかね。どこにどういふふうに行っているということと、状況が報告され、情報が公表されるということが重要なのではないかと思います。おっしゃった意味からすると、私から考えると、義務付けられてはいませんが、公務員は守秘義務が色々あって、自衛隊の人がロシア大使館に就職しても問題ないとは思いますが、何かあるのかも知れませんが、どこに就職したかという報告はあっても良いと思います、辞めた方に対して。

○ 監視委員会で、再就職の状況はどうなっているのかということ、事務局の方をお願いして調べてもらって公表したきっかけは、寄せられた談合情報の中に、それに近いことが書いてあって、ちょっと調べた方がいいのではないのでしょうか、という話になりました。基本的に今の世の中で見ると、李下に冠を正さずではないですけども、疑わしいのではないかとと思われるようなことは、なるべく減らして、透明性を確保するというこの委員会の目的に合わせた形で、ちょっと文章を書き直して、でも、やはり置いておくのが良いのではないかと思います。

○ 本来は透明性の確保なのですよ、疑義を持たれないように。

○ 長野を視察した時には、ホームページでOBの再就職状況は、公表していると言っていましたね。ですから既にやっているところもあるわけですよ。

E 道の議会に対して、本庁課長級以上の部分は、報告しています。課長未満のところは、今のところ、何もしていない状態になっていますが。他県では、民間企業への再就職状況は、公表しているのでしょうかね。

○ かなりしていると聞きましたが。全部出しているということだったと思います。

○ 透明性の確保という意味合いの中に、課長級ですとか、全部になるとめちゃくちゃな数になりますので、把握して公表すると言うことが重要かと思えます。では3番目のJVについては、いかがですかね。私も思っているのですが、本来の趣旨からJVが外れているのではないかと、受注機会の配分のようになっていて、国に置いては自分の会社とJVが同時登録出来ないというのがあるのですが、道はそういう形になっていない。すなわち、JVが受注機会の均等配分というところに行ってしまうのではないかと。本来は、企業が得意とするところの技術分野が寄せ集まって1つの仕事をするというところなのですが。それで、これは何かというとJVの多様化というところを受けて、話をしているのですが、多様な入札方式の話は出てこない。4番目には、先ほどお話しがあった組織のあり方について、例えば入札部門の独立だとか、組織の分離化を目指すべきだ、ということなのですが。

○ 協議機関を道の方で新しい組織をつくるというのが、また、別の話であったと思ったのですが、それと入札監視委員会との関係でどのように協力していくのかということ、来年度以降の新しい課題かなと思うのですけれども。

E 適正化連絡会議ですね。いま、入札の制度改正を担当しているところです。

○ その連絡会議は、今、知事会報告とか、色々問題が出てきているので、我々の入札監視委員会の意見書を含めて、色々な情報を集めて、そこで適正化していこうと。我々の話だけではないですよ。たぶんこの入札監視委員会も、その機関に対して1つの意見を、答申するというか意見を述べると言うことになるのでしょうか。立場的には。

E 今ある組織に関しては、今の組織が現在の入札制度を見直さなければいけないということで作られた組織ですから、その組織から、入札監視委員会に関しては、出てきた案に対して意見を頂きますという話は、既に出来上がっている話です。

○ それと、この中で、外部の通報窓口ですとか、専門機関の設置という問題がありますが今入札監視委員会というものにつきましては、道にもある、札幌市にもあります、それから道の開発局にもあります。公認会計士もそれぞれ委員に出ているのですけれども、当然コストの問題が係ってきています。それで他の委員会と連携ということは考えられませんか。

○ 確かに、出来ればいいし、いまのところ、探っていく道なのかも知れませんが、こういうこともそうですし、なかなか政策評価などでも、国と北海道が共同で行うダム事業とかの政策評価も、道は道で評価するし、国は国で評価するし、一緒に評価出来ないのかとか、そこに道の評価を反映出来ないのかとか、なかなか簡単には、道州制にでもならない限り、難しいところかなと思います。

○ 私が言ったのは、コストがかかるであろう、と。道も大変なので、その辺は、分担ということもあるので、というつもりでお話しさせて頂いたのです。

Q 今、道州制の話が出たのですけれども、逆に道州制の中で、そういう評価機構のようなものを立ち上げるというような案を入れているということはないのですか。

A 道州制自体の骨格がまだ見えませんから、その中でディテールの部分をどうするかということは、まだですね。

○ 一番最初に申し上げましたけれども、この改善意見の案は我々の委員会には本来義務付けられてはいないのです。その役割の入札監視委員会として毎回のいろいろなお話の中でご意見をいただいでいて、前回の第1期委員会のときに、ちょっと我々のとは変わっているのですけれども、やっぱり一まとめとして、我々委員も交代しますし、次の委員に申し送りなり、いままで議論したことを整理して、道のほうに、改善なり、評価し、こうなってほしいという気持ちを伝えると。それでそれを受けて、例えばさっきの連絡会議であり、各部署が、どういうふうに対応されていくのか、ということで、次の委員会に対して我々はこう思っていた、それがどうだったかと、さっき言った第1期の委員会の時のものの評価を踏まえて、こうすべきということがあってもいいかな、というような形で、私を取りまとめると。そういう意味合いで本来は、いろんな評議会だとか、いろいろなやつは、大体たたき台があって、道路公団の民営化ではないですけれども、大体事務局が指導しすぎという形になっていますけれども、今回は、そういう趣旨からちょっと別の意味合いである、というふうに理解していますけれども。

というところで、改善意見については、今いただいた議論を踏まえて、早急に、今日明日中くらいに、皆さんのところにお送りして、決定したいというふうに思っていますけれども、そういう意味でお任せいただければ、なるべくおっしゃったことを盛り込みたいというふうに思っております。

どうもありがとうございました。

以上